

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	河川予定地内の行為の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第57条第1項
法令の規定	<p>【河川法第57条第1項】</p> <p>河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、政令で定める行為については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為2 工作物の新築又は改築
審査基準	① 河川工事の施行上の支障を生じるおそれがないこと。
標準処理期間	20日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	